

北海道COVID-19支援ナース事業実施要項 新旧対照表（案）

現行	改正後（案）	摘要
<p><b>第1 目的</b> この要項は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下「感染症」という。）に看護職員が感染したこと等（当該感染症の感染が疑われる場合を含む。）により医療機関等の看護職員が不足した場合又は医療機関が感染症の患者の受け入れを可能とする病床を確保するため看護職員を増員しようとする場合に、道が公益社団法人北海道看護協会（以下「看護協会」という。）の協力を得て、他の医療機関等から看護職員を派遣する事業に関し、必要な事項を定める。</p> <p><b>第2（略）</b></p> <p><b>第3 派遣手続等</b> 1 看護職員の支援医療機関の長は、看護協会に対し、様式1により登録するものとする。</p> <p>2～5（略）</p> <p><b>第4～第6（略）</b></p> <p>附則 この要項は、令和2年6月8日から施行する。 この要項は、令和2年12月14日から施行する。（一部改正） この要項は、令和3年4月1日から施行する。（一部改正） この要項は、令和3年9月1日から施行し、8月19日から適用する。（一部改正） この要項は、令和3年11月1日から施行する。（一部改正） この要項は、令和4年2月4日から施行し、1月9日から適用する。（一部改正） この要項は、令和4年2月24日から施行し、1月9日から適用する。（一部改正）</p>	<p><b>第1 目的</b> この要項は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下「感染症」という。）に看護職員が感染したこと等（当該感染症の感染が疑われる場合を含む。）により医療機関等の看護職員が不足した場合又は医療機関が感染症の患者の受け入れを可能とする病床を確保するため看護職員を増員しようとする場合に、他の医療機関等から看護職員を派遣する事業に関し、必要な事項を定める。</p> <p><b>第2（略）</b></p> <p><b>第3 派遣手続等</b> 1 看護職員の支援医療機関の長は、本事業において派遣調整業務を行う公益社団法人北海道看護協会（以下「看護協会」という。）に対し、様式1により登録するものとする。</p> <p>2～5（略）</p> <p><b>第4～第6（略）</b></p> <p>附則 この要項は、令和2年6月8日から施行する。 この要項は、令和2年12月14日から施行する。（一部改正） この要項は、令和3年4月1日から施行する。（一部改正） この要項は、令和3年9月1日から施行し、8月19日から適用する。（一部改正） この要項は、令和3年11月1日から施行する。（一部改正） この要項は、令和4年2月4日から施行し、1月9日から適用する。（一部改正） この要項は、令和4年2月24日から施行し、1月9日から適用する。（一部改正） この要項は、令和4年4月26日から施行し、4月1日から適用する。（一部改正）</p>	<p>公益社団法人北海道看護協会に派遣調整業務を委託することに伴う、文言の整理。</p>

現行	改正後（案）	摘要																														
<p style="text-align: center;"><b>看護職員の派遣に係る経費</b></p> <p>この要項第4の第1項に定める道が負担する経費については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="185 459 976 815"> <thead> <tr> <th></th> <th>日額</th> <th>2交替 12時間勤務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下欄以外の医療機関等</td> <td>22,400円</td> <td>33,600円</td> </tr> <tr> <td>重点医療機関</td> <td>66,240円</td> <td>99,360円</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設</td> <td>44,160円</td> <td>66,240円</td> </tr> <tr> <td>高齢者施設(注)</td> <td>66,240円</td> <td>99,360円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2日にわたって16時間の夜勤を行った場合は、業務従事日数は2日とする。</p> <p>(注) 緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が実施されている期間の派遣に限る。また、当該期間中に開始された派遣に係る謝金の単価の額については、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が解除された後においても、当該派遣が終了するまでの間、これを適用する。</p> <p><b>様式1～2</b> (略)</p> <p><b>様式3</b> (別添のとおり)</p>		日額	2交替 12時間勤務	下欄以外の医療機関等	22,400円	33,600円	重点医療機関	66,240円	99,360円	新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設	44,160円	66,240円	高齢者施設(注)	66,240円	99,360円	<p style="text-align: center;"><b>看護職員の派遣に係る経費</b></p> <p>この要項第4の第1項に定める道が負担する経費については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1064 459 1854 815"> <thead> <tr> <th></th> <th>日額</th> <th>2交替 12時間勤務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下欄以外の医療機関等</td> <td>22,400円</td> <td>33,600円</td> </tr> <tr> <td>重点医療機関</td> <td>66,240円</td> <td>99,360円</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設</td> <td>44,160円</td> <td>66,240円</td> </tr> <tr> <td>高齢者施設(注)</td> <td>66,240円</td> <td>99,360円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2日にわたって16時間の夜勤を行った場合は、業務従事日数は2日とする。</p> <p>(注) 令和4年4月1日から令和4年7月31日までの派遣に限った特例とする。</p> <p><b>様式1～2</b> (略)</p> <p><b>様式3</b> (別添のとおり)</p>		日額	2交替 12時間勤務	下欄以外の医療機関等	22,400円	33,600円	重点医療機関	66,240円	99,360円	新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設	44,160円	66,240円	高齢者施設(注)	66,240円	99,360円	<p>令和4年4月1日以降、令和4年7月31日までの派遣に限った特例として、高齢者施設に派遣する場合における国の上限単価が設定されたことによる改正。</p> <p>請求書に本件責任者・本件担当者欄を追加し、当該欄の記載により代表者印を省略できることとした。</p>
	日額	2交替 12時間勤務																														
下欄以外の医療機関等	22,400円	33,600円																														
重点医療機関	66,240円	99,360円																														
新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設	44,160円	66,240円																														
高齢者施設(注)	66,240円	99,360円																														
	日額	2交替 12時間勤務																														
下欄以外の医療機関等	22,400円	33,600円																														
重点医療機関	66,240円	99,360円																														
新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設	44,160円	66,240円																														
高齢者施設(注)	66,240円	99,360円																														